平成28年5月19日京都市交通局 企画総務部財務課

最低制限価格制度の適用範囲の拡大について

ダンピング受注防止対策を徹底するため、全ての工事について、最低制限価格制度の適用範囲を、予定価格が政府調達に関する協定の適用基準額(※1)未満まで拡大します。

○工事における最低制限価格制度の適用範囲

区分	改正前	改正後
地下鉄に係る特定設	予定価格 2 億円以下	予定価格が政府調達に関す
備工事(※2)		る協定の適用基準額(※1)
		未満
上記以外の工事	予定価格が政府調達に関す	
	る協定の適用基準額(※1)	変更なし
	未満	

- ※1 平成28・29年度は24億7千万円
- ※2「地下鉄に係る特定設備工事」とは信号設備工事,駅務機器工事,受変電設備工事, ホームドア設備工事を指す。
- ○実施日 平成28年6月1日入札公告分から